



# ニュースレター

Vol.5

事務局: TEL.095-820-4978 FAX.095-820-4377 ホームページ <http://www.nagasaki-vs.jp>

## 巻頭言

長崎被害者支援センターは、民間の支援組織として平成15年3月20日に発足し、同年6月から「NPO法人長崎被害者支援センター」の名称で、電話による相談や面接相談のほか、裁判所への付添い等の直接支援など、ボランティアの皆様による献身的な活動が展開されています。

昨年4月には、犯罪被害者等の権利が明記された「犯罪被害者等基本法」が施行され、同12月には、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための施策を示した「犯罪被害者等基本計画」が決定され、社会全体での被害者支援が本格的にスタートしました。その枠組みの中にあつて、民間支援組織には大きな期待が寄せられています。

基本計画では、具体的に218の施策が示されていますが、その中で、『犯罪被害者等が必要とする支援を、誰でも必要なときに必要な場所で受けられるようにするために、支援のための十分な体制整備が必要である』とし、民間支援組織の財政面、人材面について『犯罪被害者等の多様・多量のニーズに比べると、大幅な拡充が必要である』と指摘しています。

警察関係の施策としては、218のうち61施策がありますが、従来から推進している施策の充実のほか、犯罪被害給付制度の見直しによる「重傷病給付金の支給範囲拡大」など制度の拡充が図られることになりました。

今日、被害者支援に求められているのは、被害者が真に援助を求めることができる支援組織の存在と同時に、国や地方公共団体による施策の推進はもちろん、地域の全ての人々の理解と配慮、そして協力であります。

警察は、被害者と身近な立場にあることから、その権利利益の保護に重要な役割を担っており、長崎被害者支援センターの発足以来、緊密な連携を図って支援活動に努めてまいりました。今後とも、警察本部の担当部長として、被害者の視点に立って、支援活動の充実を図りたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



長崎県警察本部警務部長  
稲葉 康裕喜



**(095)-820-4977**

毎週火・土曜日 / 13:00~16:00

秘密厳守  
相談料無料

面接相談: 電話相談の上、予約が必要となります。必要に応じて弁護士・臨床心理士の面接相談も行います。

# 平成17年度事業報告および収支決算書

## 《平成17年度収支決算書》

(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

### ●収入

勘定科目	決算額
正会員等会費	3,065,000円
寄付金等	5,014,119円
補助金	1,000,000円
前期繰越金	6,017,837円
計	15,096,956円

### ●支出

勘定科目	決算額
事業費	4,223,192円
管理費	5,694,608円
特定積立金	3,138,000円
繰越金	2,041,156円
計	15,096,956円

●皆様の会費及びご寄付によって、常勤の事務員やセンター事務局の整備・電話相談日の拡大・相談体制の充実を図ることができました。皆様の善意にセンター関係者一同、心から感謝しております。

## 《平成17年度事業報告書》

### ●会議、研修会等開催状況

理事会	5回
運営委員会	11回
街頭宣伝活動運営会議	3回
出張講義、講演	4回
研修会等	7回
自助グループ開催	8回
支援ボランティア養成講座	12回

### ●普及啓発活動等

市町役場・高校・大学等訪問活動	8月～9月
街頭宣伝活動	10月
講演会	11月
支援ボランティア養成講座公募	1月
ながさきNPOフェア出展	3月

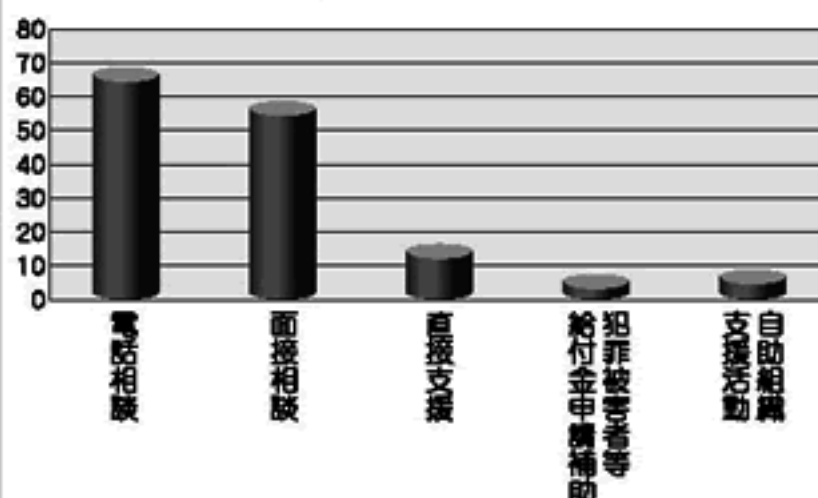
## 相談等支援実績報告

### ●事業への取り組み状況

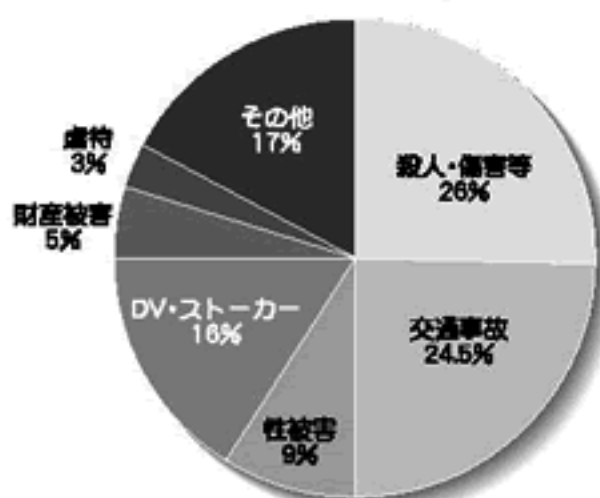
平成17年度は事業活動の充実により、電話相談から面接相談、そして直接支援へと一連の継続した支援を行う事ができました。当センターでは、面接相談や直接支援についての研修会・勉強会などにより相談員のレベルアップにもつとめ、支援ボランティア、正会員などセンター関係者一丸となって、活動に取り組んでいます。

相談・支援別件数		直接支援類型		被害類型	
電話相談	68	検察庁付添い	1	殺人・傷害等	36
面接相談	58	弁護士付添い	1	交通事故	34
直接支援	14	病院付添い	3	性被害	13
犯罪被害者等給付金申請補助	2	自宅訪問	8	DV・ストーカー	22
自助組織支援活動	8	その他	1	財産被害	7
計	150	計	14	虐待	4
				その他	24
				計	140

事業別件数



被害類型別



## ☆平成18年度行事予定等のお知らせ

### 地域別相談会を開催します!(秘密厳守・相談料無料)

〈相談担当者〉:弁護士・臨床心理士・支援相談員など

場所・日時	佐世保市	9月14日(木) 13時~16時30分 男女共同参画推進センター「スピカ」(アルカスSASEBO 2階)
	島原市	9月21日(木) 13時~16時30分 島原復興アリーナ 研修室

事件や事故で心身を傷つけられた被害者及びそのご家族やご遺族の方を対象に、通常の電話相談ではなく今回は特別に、直接各地域を訪問して、弁護士等が面接相談を行います。

- 事件・事故の後、誰に相談していいのかわからない方。●裁判が気になるけど、一人では行けない方。
- 裁判官に心づきを訴えたい方。●裁判記録を見たいけど一人では裁判所へ行けない方。
- 事件・事故以来、時間が止まっている、夜眠れない、不安で誰かに相談したいけど話づらい。
- 昔の事件・事故だけど、いまだに夢を見る、思い出すとすごく辛い、等。

### その他の活動

#### ○研修会

- ・全国被害者支援ネットワーク主催研修会
- ・九州地区直接的支援セミナー・弁護士会主催の犯罪被害者支援研修ほか

#### ○広報等……ポスター作成・市町村等広報誌掲載依頼・新聞等広告掲載

- ……県警等との共催による普及啓発活動
- ……各種講演・講義等

### 支援ボランティア養成講座(平成18年5月~11月/全14回)

	内容	講師		内容	講師
第1回	センターの概要と研修への心構え等 オリエンテーション	理事長 他	第8回	被虐待児童と家族への支援 電話相談実習④	長崎中央児童相談所 臨床心理士
第2回	法 律① 電話相談実習①	弁護士 臨床心理士	第9回	被害少年の支援のあり方 電話相談実習⑤	少年サポートセンター 臨床心理士
第3回	社会福祉① ボランティアの役割と機能について 傾聴・共感の技法	純心大学助教授	第10回	法 律② (検察庁としての被害者支援) 電話相談の実態	長崎地方検察庁 実務担当者
第4回	警察での被害者支援活動 電話相談実習②	長崎県警察本部 臨床心理士	第11回	DV被害者支援 法 律④	長崎婦人相談所 弁護士
第5回	精神医学	長崎大学教授	第12回	性的被害(産婦人科) 電話相談実習⑥	医師 実務担当者 ほか
第6回	被害者の声 電話相談実習③	当事者 等 臨床心理士	第13回	電話相談実習⑦	実務担当者 ほか
第7回	社会福祉② 直接的支援のあり方	長崎短期大学助教授	第14回	電話相談実習⑧ 修了式/面接	実務担当者 ほか 理事長 ほか

●最終頁に「支援ボランティア養成講座受講生募集」を掲載しております。

### お知らせ

●県との連携…平成18年4月から、「長崎県県民生活部県民安全課」が犯罪被害者担当窓口となりました。今後は県とも連携して被害者支援に取り組んでまいります。

# 活動報告

平成18年上半期(1月~6月)

1月 第5期支援ボランティアの養成講座の受講生を公募!(P8に第6期受講生募集を掲載)

3月 NPOフェアに参加出展!(出展数19団体)



3月 長崎市内の電車に広告掲載!

5月 第3回通常総会開催



5月～ 第5期支援ボランティア養成講座開講!



6月 先進地視察(いばらき被害者支援センター:P7に研修レポート掲載)



被害者遺族の自助グループへのお誘い

突然の交通事故や殺人などの、被害に遭われた方が抱える悲しみ・苦しみ・怒りなどを、安心して気兼ねなく話しをすることができる自助グループを、月1回行っていきます。胸に抱える悲しみ・苦しみ・怒りなど、被害者としてあたりまえの感情を語り合うことが、本来自分が持っている回復していく力を取り戻すことの一步です。

参加ご希望の方はまず電話相談へ。

**(095)-820-4977**

毎週火・土曜日 / 13:00～16:00



## Q&A おたずねに答えて(臨床心理士の巻) 前田和明(理事・臨床心理士)

### Q 臨床心理士とは、どのような資格なのですか？

A 医師や弁護士に、それぞれ専門の資格があるように、カウンセラーにも一定の技能や水準を保証する手続きがあります。臨床心理士とは、19の心理学会が共同で設立した「日本臨床心理士資格認定協会」が出している資格です。心理学系の大学を卒業後、協会の指定する大学院で修士号を取得、それからの資格試験に合格して得られるもので、資格取得後は5年ごとに審査があり、改めて資格更新をすることが義務付けられています。この資格の他にも、認定心理士・学校心理士・産業カウンセラーなどの資格があり、さまざまな分野で活躍しています。

### Q 長崎にはどのくらいの臨床心理士がいますか？

A 医師等も含めて、およそ60人以上の臨床心理士資格取得者がいます。長崎純心大学に、長崎県臨床心理士会の事務局がありますので、詳しいことはおたずねになって下さい。今から15年ほど前、県の組織を立ち上げた時のメンバーが5人だったので、隔世の感があります。

### Q 臨床心理士はどのようなところで仕事をしていますか？

A いちばんおなじみの職としては、スクールカウンセラーが上げられます。毎週、学校に出かけて行って、不登校やいじめなどに困っている児童生徒を支援しています。また、古くからは児童相談所や少年院、裁判所などの法律関係の仕事もしていました。それから、大学の教員や開業カウンセリングをしている人もいます。全国的には、被害者支援に関わる役割も多くなっていますが、意外と、長崎では病院に勤めている臨床心理士が少ないのです。

### Q 被害者やその家族、遺族に臨床心理士は必要なのですか？

A 臨床心理士の専門性よりも、むしろ被害者との関係性の問題から必要になるのかも知れませんね。例えば、被害直後に一番そばで支援してくれるのが警察ですが、取り調べその他で二次被害が出てしまうこともあります。また、裁判での強い味方の弁護士も、法律的な解決を優先してしまうことがあります。医師の場合は、主な守備範囲は病気や不健康な部分の治療ですから、ゆっくり話を聴いている時間が取れないこともあります。これらの職は、被害者とがっちり組んで、現実的な問題を解決する役割が大きいのです。臨床心理士は、被害者とある程度の距離を取りながら、感情に焦点を合わせたおつきあいができると思います。他の専門職の役割の、すきまを埋める役割になるのでしょうか。

### Q 長崎被害者センターに電話すれば、臨床心理士に会えるのでしょうか？

A 臨床心理士に限らず、専門職を御紹介することができます。相談の入り口は電話相談ですので、とにかく、センターに電話相談をしてみてください。相談員との内容や、その必要性によっては、面接相談や直接支援のかたちで、被害者への支援方法を進めることができます。微力ながら、臨床心理士も他の職種と連携しながら、少しでも被害者のお役に立ちたいと思っています。

### 私の忘れられない歌



みなさん「千と千尋の神隠し」という、アニメーション映画を御覧になったことがおありでしょうか？この作品の挿入歌の「いつも何度でも」という、アイルランド風の美しい歌があります。どこか懐かしい曲想に、心の奥にしみ込むような歌詞がぴったりと合っていて、がらにもなく私は涙してしまいました。

数年前の少年事件の時、被害にあったお子さんのお父さんの会社から招かれて、同僚のみなさんの集団療法を行った時に、この歌をお借りして、お子さんの御冥福と御家族の立ち直りをお祈りしました。紙面と著作権の関係から、歌詞を書くことはできませんが、被害者の回復への心の階段を、よく現わしていると思いました。ハンドハープの透明な伴奏に乗せて、凍っていた心がとけて行く気さえしました。以来、私の中では、この歌は忘れられないものになりました。どうぞ、一度、ゆっくり聴いてみてください。(前田 和明)

「いつも何度でも」 作詞/巖 和歌子 作曲・唄/木村 弓



## 相談室から



### 春期全国研修会及びフォーラムレポート H18.2.17~18 於:和歌山県

#### 相談員A

初めて全国研修会に参加させて頂きましたが、被害者の方の生の声、他県の様々な取り組み等私にとっては本当に衝撃の2日間であり被害者支援について改めて真剣に考え直す機会となり、多くの事を感じ、学ばせて頂きました。特に関係機関との連携が重要で、常日頃から信頼関係を築き、顔の見える連携をしていかなければならない事を改めて感じました。

また、これからは各支援センターが、しっかりした組織作りが必要であり、地域や文化の格差を超えてどの地域でも同じような支援が受けられるよう県を超えた連携も今後さらに必要になってくるのではないのでしょうか。もちろん、これらの前提には、相談員の資質向上が不可欠です。私自身も、もっともっと勉強しなければならない…と痛感しました。最後に、他県センターの方々とお話しする機会にも恵まれた訳ですが、全国にこれだけ多くの「被害者支援センターのお手伝いが少しでもできれば…」と同じ思いを持っている仲間がいると思うと心強く感じました。学んだ事を糧に、私にできる被害者支援をこれからも頑張っていきたいと思えます。

#### 相談員B

電話相談員になって約1年いろいろと考えさせられながら活動してきた私にとって今回の研修会は良い機会だったと思います。

パネルディスカッションでは、「事件直後の支援から長期継続的支援へ」というテーマでの発表がありました。その中でも7年以上前に起きたカレー毒物混入事件被害者の会の会長の言葉は、心に残りました。「自分はカレーを一皿全部食べたのに…申し訳ない…自分は生かされたんだ。」と思い現状修復を決意されたとの事でした。多くの専門職の人たちや支援者に支えられて、助けられてきたそうです。被害者の方たちと時間をともにし、心を通わせて見守り、支えてきた人たちの熱い心を感じました。

翌日の分科会では、直接支援についての発表がありました。早期の支援を心がけ、各関係機関との連携もできており信頼関係を構築しているのがよくわかりました。被害者の望む支援内容は様々であり、それを見極めて支援していくのが重要だと話されていました。そのためには支援体制の確立や支援者の育成が重要です。傾聴に始まり、信頼関係が生まれて、被害者のニーズは何か？を感じる事ができるように、自分も成長していきたいと思えます。



### 先進地視察レポート H18.6.21~22 於:茨城県

先月、全国でも屈指の支援活動に取り組んでいる、いばらき被害者支援センターの視察の機会を得た。組織としては、公安委員会の指定を受け、「早期援助団体」となっている事もあり、「直接支援」も活発におこなわれている。事務局体制としては「常勤」と「登録」の活動員とで被害者支援に尽力されており、電話相談(月曜から金曜)も専属の「犯罪被害相談員」と「支援活動員」の二人体制で行い、よりよい支援を迅速に行えるよう常に待機している状態である。

施設面では、事務室、相談室、面接室が同じ建物の中にあり、昨年やっと常勤1名と会議室兼事務所を構える事ができた当センターと比べようもない充実ぶりであった。

まず、見学して驚かされたのは、徹底した情報管理と書籍の多さである。各情報のファイリングや整理方法など、被害者が安心して相談できる管理システム作りが図られていた。百冊を超える書籍は実務書から被害者の手記などの読み物まで揃っていた。被害者を取りまく法律・支援は日々かわっていくので、常に対応出来るよう、手に届く範囲に必要な物が揃っているというのは、相談員にとって安心であり、被害者支援に対するモチベーションを持ち続ける要因となるので、とても参考になった。

また、相談員のレベルアップ研修についても、開催状況や内容を伺うことができ、さっそく当センター研修でも見直しを始めた。

振り返って、相談員に求められるものは、技術的な努力は当然な事である。しかしそれだけではなし得ない、財政的及び早期援助団体に向けた事務局体制や施設面での充実を図るためにも多くの方の支援や協力が不可欠となってくる。そのためには相談員自身も広報活動に積極的に取り組み、広く犯罪被害者支援活動の必要性を知ってもらわなければならないと痛感した視察であった。

支援で忙しい中、とても丁寧に対応して下さい、いばらき被害者支援センターのスタッフの方に心から感謝いたします。

## 支援ボランティアを募集しております!!

相談活動が充実してくるとともに、主に平日に電話相談や面接相談を行える方、または普及啓発活動などに参加して頂ける方を多数必要としております。以下の要領で支援ボランティア養成講座を受講のうえ、認定後活動に参加して頂ける方を募集しております。

### 第6期支援ボランティア養成講座の受講生を募集します

1 目 的	犯罪被害者等支援活動の知識及び相談技術を身につけ、支援活動を行える人材の育成			
2 活 動 内 容	1 相談活動……(電話相談、面接相談など)			
	2 広報活動等…(街頭宣伝活動支援、ニュースレター発送手伝い等)			
3 資 格	年齢:20歳以上~65歳以下、特別な資格は問わない 支援相談員の場合は、主に平日活動可能な方(週2~3日程度・4時間程度/日)			
4 応 募 方 法	(1)応募時期	平成18年11月1日~12月1日	(2)募集人員	20名程度
	応募される方は、市販の履歴書に顔写真を貼り、郵送してください。			
	〒850-8691 長崎中央郵便局私書箱1号「長崎被害者支援センター ボランティア公募係」宛			
5 受 講 の 決 定	面接を行い受講を決定します(面接日程については、後日連絡致します)。			
6 講 座 内 容	(1)講座期間	平成19年1月~8月(毎月2回)	(2)開催場所	長崎市内
	(3)講義内容	法律関係、社会福祉、精神医学、カウンセリング実技 等		
	(4)講 師	弁護士、臨床心理士、大学教授、医師、県警など		
	(5)受 講 料	テキスト代のみ		
	7 支 援 ボ ラ ン テ ィ ア 採 用 の 決 定	1 支援相談員 2 広報活動員	講座の受講状況及び講座終了後の面接により認定し採用を決定します。	
8 問 合 せ 先 等	特定非営利活動法人 長崎被害者支援センター 事務局電話 095-820-4978			
	お問い合わせは、火、土、日、祝日を除く午前10時~午後4時までの間をお願いします。			



## 賛助会員募集



長崎被害者支援センターの活動を支えてくださる賛助会員を募集しています。  
私たちの活動は、賛助会員の会費や寄付金で成り立っています。ご賛同いただける新規会員の入会またはご寄付をお待ちしています。  
皆様のご支援・ご協力が、被害者の方々の「癒しの種」になり、「心、穏やかな日々」への「芽や双葉」へと成長していきます。よろしく願いいたします。

賛助会員(年会費)

個人 10 1,000円以上  
団体 50 5,000円以上

振込口座(郵便振替)

口座番号:01730-8-102986  
加入者名:長崎被害者支援センター